

2014年10月15日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地 群馬県桐生市新里町武井707番地13

特定非営利活動法人の名称 群馬森林整備・バイオエネルギー研究会

代表者氏名 小倉 正 印

電話番号 0277-74-0121

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（2013年4月1日から2014年3月31日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注1 この提出書には、上記の提出書類各2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、各1部）を添付すること。

2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する。

3 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

2013年度事業報告書

(2013年4月1日から2014年3月31日まで)

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人群馬森林整備・バイオエネルギー研究会

1 事業実施の成果

(1) 森林整備による森林環境保全に関する事業関係

間伐等による森林整備について当NPOと協定を締結している3氏のうち、今回の報告期間内に整備事業を行ったのはA氏及びB氏の山林となった。

森林整備のための間伐であっても可能な限り「切り捨て間伐」ではなく、「材」としての活用を目指す当NPOの方針に基づき、A氏所有の山林については昨年12月の作業道開設に続き、2013年11月16日及び30日に新たな作業道を開設した。これによりこれまで搬出できなかった区域から、間伐材を搬出することが可能となった。

対象としているA氏の山林約1・5haからみれば、間伐等の整備が進んだ部分は、まだ限定的ではあるが、適切な整備を行った区域では、これまでの「光が入らず薄暗かった森林」から光が差し込む森林本来の姿を取り戻しつつある。目的としている森林環境保全の事業は、ささやかではあるが着実に成果を上げている。

一方、B氏所有の山林は、A氏所有の山林と異なり緩やかな傾斜地であり、面積も少ないため2013年度の集中的な取り組みにより、間伐、



●適切な整備が行われた結果、光が差し込み下草も生えて来た。



●森林整備を開始した当時の状況。

下草刈り、枝打ちなど暫定的に完了することとなった。（所有者氏名は個人情報の関係で伏字とした）



● B氏所有の山林：作業前



● B氏所有の山林：作業後



● 枝落とし作業の様子：B氏山林



● 作業中にB氏が見学に。



● 間伐作業風景。



● 活躍する中古林内作業車。

2012年度に立ち上げた当NPOのホームページでは、森林整備作業を行う毎に作業内容等がひと目で分かるよう解説付き写真・動画等を掲載し、マンパワーが必要な当NPO事業活動に一人でも多くの理解者・参加者を募っているところである。

(2) バイオエネルギーの活用に関する研究事業

当NPOは、前記(1)に記載した森林整備事業と並行して木質バイオマスの利活用を研究する取り組みを行っている。先進的・先駆的取り組みを行っている事例を視察・研究し、林業振興、林業再生を通して何らかの形で地域振興に繋げられないかを研究しており、当NPOの設立目的にも謳われている事業である。

2011年には高知県、2012年は北海道足寄町、201年度には埼玉県の「もくねん工房」と「ちちぶ吉田元気村」の視察を行ったところであるが、上記期間中には北海道芦別市を視察・調査した。

芦別市は2010年、市民や地場産業関係者に呼びかけ「クリーンエネルギー有効利用検討会」を組織し、木質バイオマス利用の可能性について調査を開始した。その結果、林地残材の賦存量は年4400トン余り、利用可能量は年3300トン余りであることが検証された。一方、木質ペレットは、年2000トン余りの利用があれば採算ベースに乗るとの試算に基づき、市振興公社が経営するスターライトホテルや温泉施設にペレットボイラーの導入を決定した。

市振興公社が経営する諸施設でのA重油消費量は年間78万4千リットル余りで、年間6300万円余りの支出となるが、地元事業者に入る収入は、その1割程度であり、残りは産油国や大手石油会社に流れてしまう。A重油からペレットに燃料を切替えることにより、6300万円の全てが地元循環経済として地域活性化に繋がることとなる。

問題は6300万円程度で、これまでと同様のエネルギー効果を得ら



● 芦別市のペレットボイラー



● ペレットボイラー関連施設

れるかと言う経済性にあるが、芦別市木質バイオマス有効利用実証調査業務報告書によれば、2000トンの林地残材調達に1600万円（事業者収益160万円）、これを燃料に加工する工場が4750万円（事業者収益410万円）で燃料取扱店に販売し、取扱店は5300万円（事業者収益530万円）で市振興公社の施設に販売すると見積もっており、A重油による暖房・給湯に要する実費用を1000万円余り下回ることとなった。

業務報告書によればA重油ボイラー利用では6300万円の燃料代のうち、約1割の630万円余りしか地域内を循環しなかったが、今後は延べ1億7000万円余りが芦別市内を循環すると見積もっており、地域内経済効果は非常に大きい。私たちのグループは、仮にペレットボイラー導入がA重油燃料代6300万円を上回ったとしても取り組みを検討する余地は充分にあると考える。

芦別市を含め、4年間で視察・調査した4箇所の取り組みは、地域内に賦存する資源（調査地域は何れも木質バイオマス）を有効活用することにより、地域経済活性化を図った事例として、過疎化・人口流失防止対策として大いに参考となるものであった。

北海道芦別市の調査報告を含め、4年間の視察・研究成果を2014年6月14日に開催された「地方自治研究群馬県集会」（一般財団法人：群馬県地方自治研究センター）で発表すると共に、「ぐんま自治研ニュース」にも掲載された。これらのことは、対象が限定的とは言え、当NPOの活動の一端を広く県民に情報発信することとなった。

3 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

■ 森林整備による森林環境保全に関する事業

実施日時：2013年：5月25日、6月29日、7月27日、8月24日、9月14日、10月12日、11月16日、11月30日、12月21日
2014年：1月25日、3月21日

実施場所：みどり市大間々町浅原字北原502

従事者人数：延べ約75人

受益対象者の範囲及び人数：県民・市民・森林所有者

■ バイオエネルギーの利活用に関する事業

実施日時：2014年3月9日

実施場所：北海道芦別市「スターライトホテル」等

従事者の人数：1人

受益対象者の範囲及び人数：県民、市民

3 会議の開催に関する事項

(1) 総会

日時：2013年6月29日12:00～

場所：浅原体験村（みどり市大間々町浅原590-14）

(2) 理事会

① 2013年6月29日午後2時～3時

場所：浅原体験村施設内

参加：理事3名

審議内容：当面の作業予定について
交付金事業の取り組みについて

② 2014年3月21日午後2時～3時

場所：浅原体験村施設内

参加：理事3名

審議内容：総会の日程及び新役員体制について
その他運営上の重要事項

(法第28条第1項関係様式例)

年間役員名簿

(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無)

H25年4月1日からH26年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 群馬森林整備・バイオエネルギー研究会

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	小倉 正	████████████████████ ████████████████████	H25年4月1日 ～ H26年3月31日	無し
理事	生方 宏久	████████████████████ ████████████████████	H25年4月1日 ～ H26年3月31日	無し
理事	樋口 等	████████████████████ ████████████████████	H25年4月1日 ～ H26年3月3日	無し
監事	半藤 和之	████████████████████ ████████████████████	H25年4月1日 ～ H25年6月29日	無し
監事	鈴木 秀雄	████████████████████ ████████████████████	H25年6月30日 ～ H26年3月31日	無し

(備考)

- 1 「役職名」「氏名」欄には、 の期間中に役員であった全ての人について、理事、監事を別に記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、住民票又は外国人登録原票記載事項証明書により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「就任期間」欄には、 の期間中に役員であった者の全てについて当該期間内で実際に役員であった期間を記載する。
- 4 「報酬を受けた期間」欄については、「就任期間」中に報酬を受けたことがある役員についてのみ報酬を受けた期間を記載する。

(法第28条第1項関係様式例)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

H26年3月31日現在

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人群馬森林整備・バイオエネルギー研究会

	氏名	住所又は居所
1	██████████	██
2	██████████	██
3	██████████	██
4	██████████	██
5	██████████	██
6	██████████	██
7	██████████	██
8	██████████	██
9	██████████	██
10	██████████	██

(備考)

- 1 時点は前事業年度の最終日を記載する。
- 2 「氏名」欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載する。
- 3 名簿は、前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。